

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案要綱

第一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

酒類の製造免許に関する事務、司法書士等の国家資格に関する事務等において個人番号を利用することができるものとする。 (別表関係)

第二 住民基本台帳法の一部改正

司法書士等の国家資格に関する事務等を機構保存本人確認情報の提供等を受けることができる事務として追加するものとする。 (別表第一から別表第五まで関係)

第三 附則

一 この法律は、一部を除いて公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し、所要の調整規定等を設けること。 (附則第二条から第四条まで関係)